

## 調査項目(4)児童生徒数の増減に対する今後の学校の在り方について

テ ー マ:学校教育の在り方について

①今、なぜ学校を核とした地域づくりが求められているのか

②日本の教育の動向と今後の福津市の教育への期待

講 師:伊藤克治氏 (福岡教育大学教授)元福津市立学校通学区域審議会委員

開 催 日:令和 3 年 5 月 11 日(火)

開催場所:特別委員会室

### 調査結果

#### 1. 教育を取り巻く動向と福津市の教育が目指す方向性

加速度的に変化する現代社会において、本市が目指す学校教育は学校を核とした地域づくりが、子どもたちのみならず社会みんなの活力を生み出す。

社会は技術革新により大きく変化している。例えば、車や農業耕作機の自動運転などは、今後も進んでいくと考えられている。

社会の変化に合わせて産業構造は変化し、なくなる職業や新たに生まれる職業など、働き方に変化が生まれると予測されている。

この変化を進めているのが、society5.0 である。society5.0 とは、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を実現することである。

これから社会で必要になる力は、自ら必要で確かな情報を集める力、そして集めた最新の情報を編集する力、それをもとに人と協働して最適化を導き出して実行する力、この3つの力が益々必要になる。

また、日本人の平均寿命が延び人生 100 年時代が到来すると言われている。

かつてのように教育を受けて会社で仕事をし、定年を迎え学ぶことが終わりではなく、教育はマルチステージに入った。例えば、本市では会社勤めが終わった後、生涯教育と学校とが絡んで、大人が子どもの教育にもかかわりながら自分の居場所や、やりがいを感じる環境が整いつつある。

加えて現代教育においては、コミュニケーション能力と言ったテストで測ることができない非認知的な能力が求められている。経産省が出している社会人基礎力においても、コミュニケーション能力を活用してチームで働く力は、3つの柱の一つになっている。

社会を形成する地域において、地域コミュニティの弱体化が顕在化している。また、学校においても、保護者、子どもたちとのコミュニケーション不足に起因すると見られる不登校や暴力行為の増加が問題視されている。

地域課題や学校における課題の複雑化・困難化への解決に向け、本市が取り組んでいるコミュニティ・スクール、学校を核とした地域づくりの取り組みは益々重要になっている。

この仕組みを通して、子育て環境の整備、子ども達の地域への愛着、地域資源を生かした豊かな学びを育むなど、学校を核に地域とのつながりが生まれ、この循環によって地域の教育力も向上する。

本市では、福津市教育大綱にて人間中心の社会の考え方を基本理念としている。この目標に到達する手段として、子どもの未就学児から大人までの連続した学びを構築していくことは、地方創生にもつながる良い仕組みである。

## 2. 新学習指導要領とコミュニティ・スクール

日本の学習指導要領は世界の教育の流れを受けてつくられている。2030 年を見据えた世界の流れを受けて、日本の学習指導要領は、知識技能思考力判断力表現、主体性多様性協調性学びに向かう力、人間性、この3つの柱で整理されている。社会との関わりに大切な人間性が学力として、新たに捉えられるようになった意味は非常に大きい。

これまで学習指導要領は、先生が教えるための先生向けのメッセージだった。現行の学習指導要綱では、子どもが主体になっており、教育課程も学校の中だけでなく社会に開いていく流れとなった。そのために各学校でカリキュラムマネジメントをするのが、現在の学校の動きである。

この実現のために、地域の人的資源の活用や地域をはじめとした社会教育団体等との連携が大切である。そして、連携のための仕組みを担うのが本市も取り組んでいるコミュニティ・スクールである。

## 3. 福津市のコミュニティ・スクールの価値

本市では、コミュニティ・スクールが平成 23 年度から全面実施となり、学校運営協議会と地域学校協働本部とが両輪となって動いている。各学校に複数名支援員が配置され、支援員も学校運営協議会の会議に参画している。

従って、協議会で話したことが、すぐに地域団体とつながって実行ができ、複数名いることで持続性がある教育が、本市ではできている。

更に、今後、子ども達に向き合う先生の時間が増えていくと、取り組みの質向上・効率化・持続化など学校の教育の質は上がる。ここに社会教育団体が連携すると、地域の教育力の向上・充実、そして、持続可能な地域社会につながっていく。

本市でも積極的に取り組んでいるボランティア活動をはじめ地域学習、防災教育などの地域学校協働活動は、子ども達自身の自尊感情・自己有用感、学習意欲、コミュニケーション能力、郷土愛の向上につながる。

そのことで、子ども達の進路選択の幅を広げるだけでなく、地域づくりの一員として大人と連携し、将来、地元で暮らすこと・働くことも含めた地方創生の取り組みになっている。この根っこには地域支援員をはじめ、地域に暮らす人、社会教育団体も含めたコミュニティ・スクールが子ども達の学習を支えるベースとして働いている。

## 4. 小中一貫教育による9年間の連続した学びについて

小中一貫教育が求められる背景として3つの理由がある。1つ目は教育課程上の対応の必要性である。外国語科・プログラミング教育と言った新学習指導要領への対応および各教科等での学びの系統性を重視するからである。

2つ目は子どもの課題からである。高学年段階における身体的発達の早期化への対応および中学1年生で起こる「中一ギャップ」への対応からである。

3つ目は小中学生が本市のコミュニティ・スクールで共に学んだり、活動したりすることで見えた成果を教育課程の中で生かすことで、教育の質向上を図るためである。

これらを教育課程の中で伸ばす形として、小中合同防災訓練やオンラインで小中接続を図る取り組みを行っている学校もある。小中一貫校における施設の形態として、宗像市のように緩やかなギャップを埋める小学校と中学校の施設を一体型を導入している市もある。

施設分離の場合、上記のように中学校区「6-3 制」の施設分離型、中学校区「4-3-2 制」の施設分離型、中学校区「5-4 制」の施設分離型の3つが考えられる。制度の特徴はあるものの本市が取り組む場合、小学校と中学校の教師が日常的に顔を合わせることができ、他の制度よりも授業改善の向上が期待できる「5-4 制」による施設一体型教育が望ましいと考えている。

## 5. 福津市内の過大規模校が抱える課題

令和2年度本市3中学校の生徒数は平均544名で文科省の分類では過大規模校に分類される。令和13年度になると3校平均963名になると予想されている。県内でも突出して高い数値になってしまう。

過大規模校が抱える課題として2つの課題がある。1つは公教育の機会均等の問題である。生徒共有で使用している音楽室や理科室などの特別教室を使用する機会が制限ことや放課後の体育会系部活動では、運動場や体育館を使用する機会が制限される。文化系部活動においても活動場所が制限される。また学校生活においては、異学年交流が難しくなり教員による生徒一人ひとりのきめ細やかな指導も難しくなる。これらの問題により、生徒の個性を伸ばす教育が困難となる。これからの時代に必要な「非認知的能力」の育成ができなくなる。生徒の進路として高校入試での市外他校との競争で不利になる。特に推薦入試での影響が大きい。

2つ目の課題は、学校経営上の問題である。学校の規模に関係なく校長先生は一人であるため、生徒対応の負担が大きくなる。また、教職員間の意思疎通に時間がかかるなど意思統一の手間がかかってしまう。

体育祭や文化祭などの諸行事や学年単位の行事を一度にできないため、教職員の負担が大きい。特別支援学級の教室確保と環境の維持が難しくなる。

これらの問題により、教職員の負担増加や劣悪な教育環境は、教育の質の低下につながる。公教育の機会均等の問題にもつながってしまう。

その他、修学旅行や職場体験活動などと言った授業が生徒数の増加によって活動の規模が大きくなるため、関わる人への負担が大きくなってしまいう課題がある。同時に、新型コロナウイルス感染症や災害等の不測の事態が起こった時の対応への困難は生徒の負担も大きくしてし

まう。また、下校時の渋滞など子どもの登下校時の安全・安心の確保をどうしていくのかも課題である。

## 6. 今後に向けて

これからの教育のあり方は、「平等 = 同じようにすること」ではなく、子ども一人一人の個性を活かして平等に向かう公正さが大切となる。「個別最適な学びと協働的な学び」の推進による「公正で質の高い学び」の実現が必要になる。

児童・生徒の個性を伸ばす教育(個人単位)として、子ども一人一人の個別最適な学びの保障を整えていくことが重要である。また、各中学校区の特長を活かした教育(中学校区単位)として、各中学校区の取り組みの成果を市内で共有して各学校へ還元し、教育の質を向上していく。

福津市の特色ある地域資源を活かした教育(地域単位)として、これまでのコミュニティ・スクールの成果を踏まえて、本市の地域が活性化する取り組みを推進していくことは重要で、子供も大人も“住みたい地域”になることを目指していくことが大切である。

これから、福津市の公正で質の高い学びの実現と過大規模校対応のため、多くのことを同時に解決していくことが必要である。教育課程の編成(新学習指導要領対応)、コミュニティ・スクールの新化、教育の切り口で地域の活性化、小学校と中学校の過大規模校の対応など課題は山積している。

現状で、ベストな選択肢がない状態なので1つのことに1つの価値付けでは解決できない。複数の価値付けをしながら、最適解を見出すことが必要である。様々な立場の人との対話により、客観的・俯瞰的に考えることが大事である。

## 調査項目(2)公共施設等総合管理計画の現状と実施に向けての課題について

テーマ:都市触媒/Urban catalyst(アーバン・カタリスト)によるまちの活性化

講師:有馬隆文氏(佐賀大学芸術地域デザイン学部教授)

開催日:令和3年7月15日(木)

開催場所:特別委員会室

## 1. Urban catalyst(アーバン・カタリスト)について

アーバン・カタリストとは、スクラップ・アンド・ビルドとは対極にある手法で「まちをつくる」から「まちを育てる」という発想手法。SDGsの持続可能性という「住み続けられるまちづくり」に通ずるもので元々は「持続可能なまち」の形成が主眼である。対象地域に触媒(※触媒とは、特定の化学反応の反応速度を速める物質で、自身は反応の前後で変化しないものを言う)となる要素を挿入することにより、対象地域に変化を起こし地域を再生する方法。日本ではまだまだ余り馴染みがない言葉だが、EU諸国では、古くからそういう考えを持って都市整備が行われてきている。日本とヨーロッパでは土壌になる部分がだいぶ違うが、ヨーロッパは何百年も作ってきたまちを「いかに引き継ぐか」というような主題で、早くから「ストック型のまちづくり」を行ってきている。

日本は戦後、古い日本の街並みを壊して全く新しい街を作り、老朽化したらまた壊してという更新型のまちづくりを行ってきた。しかし、人口減少時代を迎え、今まで行ってきたこのようなまちづくりは、多額の費用も要するため続かない時期に来ている。今、日本の都市は成長期を終え成熟期を迎えたと言われており、これまでの都市づくりである「成長型都市から成熟型都市」に方法を転換する時期に来ている。

一方「都市の持続性」サステイナブル・シティは、新たな時代のキーワードとなっており、旧来、都市が有していた空間や社会継承することは重要となっており、既成市街地を再編するような市街地整備の在り方、Urban Acupuncture(アーバン・アキュパンクチャー)や、Urban catalyst(アーバン・カタリスト)が求められている。アーバン・アキュパンクチャーは、カタリストと似ているが、より場所にこだわり鍼治療みたいに都市の中のある地域のツボを刺し、その周りのエリアがよくなっていくという発想手法である。

Urban catalyst の利点と欠点について

## 【利点】

- ・対象地を短期間に再開発するわけではなく、従前の市街地・環境からの歴史的連続性が保たれる。
- ・スクラップ・アンド・ビルドのような費用を必要としない。
- ・民間の資本力とアイデアを活用できる手法である。

## 【欠点】

- ・地域再生・形成に時間を要する。

・触媒が機能せず成功しないケースもある。

## 2. 日本の事例紹介【福岡市春吉 ホテル・イル・パラッツォのケース】

福岡県の春吉地区は、戦前は那珂川の街道沿いに料亭や旅館が立地。それ以外のエリアは農地として利用していた。戦後は、急速に市街地化が拡大し、かつての農地が小規模区画に分割され、そこに住宅や商店が建設された。更に、高度成長期前期には、川沿いの料亭・旅館など比較的に大きな敷地において建て替えが進み、中州に近いという地理条件も相まって、ラブホテルが集積するエリアが形成され、九州一の歓楽街となった。

また、ラブホテルの集積に併せて、春吉地区内の通りに娼婦を斡旋する中高年女性が出没したことから、女性・子どもはもとより男性もこの界隈を歩くことが憚られる時期もあった。この場所に1989年、当時活躍していた外国人の建築家アルド・ロッシにより、ホテル・イル・パラッツォが建設された。ラブホテル街に全然似つかわしくない建物で、当時は「掃き溜めに鶴」と言われていた。

しかし、このホテル・イル・パラッツォが建設された後、その周りにはシティホテル、おしゃれなレストラン、商業施設、マンションなどの施設がどんどん建設されていった。通りが変わり、新しいオーナーもどんどん入ってくるようになった。このようにして都心のイメージ段々変わっていった。今では、「春吉プロ本」という情報誌が発行され、外から来る人にも愛着をもってもらえるような通りにしたいと「みんなで通りのネーミングを考えよう」という活動も生まれてきている。ハード的な取り組みからソフト的な取り組みへと転換してきている。このトリガー、きっかけがホテル・イル・パラッツォの建設で、まちを上手く成長させていく「カタリスト的な役割を果たした」と言われている。

春吉の事例を総括すると

- ① 潜在的な土地の魅力があったからこそ、カタリストが効果的に働いた。ラブホテルが多く風紀がよくないなどの理由から、これまで手を付けられなかった地区であるが、もともと川に近いという利点があった。カタリストが挿入されるエリアの潜在的なポテンシャルは重要。
- ② 地区の継続性を有している点も、地区再生がスムーズに行えた一要因。春吉地区は、歴史的にみると天神や博多を裏で支えるような性格の地区で、そのような背景を引き継ぎながら、新しい機能を取り入れ、新たな地区のイメージを確立。
- ③ ソフト的な取り組みも併せて実施していることが地区再生の大きな原動力となった。建築物というハードのカタリストのみならず、新規出店者との人的交流・地域情報誌の発行・ストリートのネーミング募集など。
- ④ 共感できるセンスを醸成するためには、カタリストとなる建築に強いキャラクターが求められる。まさにロッシが目論んだイル・パラッツォのコンセプトに帰結する。また、ヒアリングによると、「新しく参入してくる出店者は互いに共感できるセンスを持っている」ことが分かった。

## 3. 外国の事例紹介

【イギリスのロンドン・グリニッジ・ミレニアムビレッジ】

昔は造船業で栄えた町。造船ドックでの跡で造船工場が多数あったため、汚染された土地と言われ、ロンドンの東側で見捨てられた土地であった。

現 状:元工業用地

触 媒:最先端の集合住宅

テ ー マ:サステナビリティ

期待する効果:新たな都市イメージの創出、居住者の増加、企業誘致、汚染された土地の再生が目的

◇課題に対する具体的目標

- ① 労働者のためのアフォーダブルで質の高い住宅の供給
- ② イギリス南東部での住宅開発圧力を向上させる
- ③ 不適切な土地利用(特にブラウンフィールド)を改善する
- ④ 魅力の乏しい地域に質の高い住宅と設備を供給して改善を図る
- ⑤ 持続可能な地域として再生し、経済的にも再編を図る
- ⑥ 民間開発における質と量の向上を図る
- ⑦ アーバンデザインや建設水準の向上を促進する
- ⑧ 都市再生のスキルを高める

サステナビリティを意識して、建築のデザイン、エネルギーの削減やCO2削減を図ることや、アイデアを盛り込んだ最先端の技術を持った目玉になるような住宅を建設。

【イギリスのリーズ・ホルバック・アーバンビレッジ】

リーズの中心市街地に鉄道を挟んで隣接したエリア。開発業者は、高い関心を示しているロンドンの北側で見捨てられた土地。歴史的価値のある建造物が今も残るリーズの近代工業化の原点ともいえる地域。

現 状:元工場地域

触 媒:新しい市街地

テ ー マ:歴史保全+サステナビリティ

期待する効果:情報産業の拠点

現 況:歴史的建造物を保全しながら、荒廃した地区を再生する必要がある。1999年のリーズ・カウンシルからアーバンビレッジとして指定。現在、アーバンビレッジの思想に基づき、計画を策定中。

キ ー ワ ー ド:多様な居住者、就業や余暇のための施設の立地やそれらの混合

・地区の目標

- ① リーズ中心街(北側)やビーストンヒル(南側)との連続性を改善する(パーミリティ(浸透性)の向上。産業・住居・余暇の場としての再生。
- ② 新たな情報産業の拠点の確立
- ③ 産業遺産に新しいデザインを融合しながら、地区の個性を保全
- ④ 混合的土地利用を図り、持続的な地区を目指す

#### 4. 福津市の場合を考えてみる(福津スタディ)

※「都市構造可視化計画」というサイトを紹介いただいた。全国のそれぞれの町の人口や産業の貼りつき等をビジュアルに見ることができる。

a) 福津市の中央公民館を例題に

【利点】

- ・ぎりぎり駅勢圏:コンパクトシティ+ネットワーク
- ・広い敷地
- ・近接して公共施設立地

【欠点】

- ・市街化調整区域
- ・公共交通サービスが弱い

【コンセプトの例】

- ・他の地域との差別化・最先端のまちづくり
- ・希少性・オリジナル・トレンド
- ・サステナビリティ・モダンなデザイン・歴史保全

b) 福津市の現況や当面の課題から見えるもの⇒カタリスト的なもの

- ・当面は人口増:快適な生活環境の充実⇒生活利便施設や支援施設、住宅
- ・高齢者の割合増:医療・介護施設の需要⇒医療施設や福祉施設
- ・転入者増:0～9歳、20～30代の為の施設⇒子育て支援施設や教育
- ・就業人口:近年では2次産業・特に3次産業が減少⇒新しい産業、時代のトレンドであるITやインターネットビジネス、物流
- ・観光入込み客数:世界遺産登録で盛り上がり、2013年に県内5位⇒ 歴史文化施設

このような現況や課題を踏まえ、福津市を成長させていくための目標を決め、そのために何をコンセプトとし、何を触媒として入れていくのか明確な目標設定がまずは必要である。例えば、公民館周辺の市街化調整区域の農地に、都市的な利用を図る。人口を増やすなど、町全体のカラーを変える。「農のある住宅地」をテーマに、農と住宅をセットにした何か新しい住まい方みたいなものをコンセプトにする。

福津市は都市的な要素もあり自然もあるので「車で10分生活圏」をアピールし、コンセプトにしてはどうか。福津に住んでいる人は、毎日福岡に行かずに地元で仕事も買い物も、コンパクトなエリアの中で生活ができるようにする。働く場が弱いので働く場としてのシェアオフィスのようなものや、リモートで就業できる場所を作ってあげる。コロナ危機を契機に「地元生活圏」という言葉が出てきている。コロナ禍の時期だからこそ、人の行動をコンパクトにする「地元生活圏」をコンセプトにすれば、福津らしいまちづくりができるのではないかな。

フランスのパリでは、お店もたくさんあり歩いて暮らせるまち、15分で色々な用が足せるまちという「15分の都市」、オーストラリアでは「20分生活圏」をコンセプトにしているまちがある。

福津の魅力について、再度考えてみると「うみがめ課」があったり、海岸掃活動など環境的な取り組みがある。今、企業は環境対策を一生懸命にやると言われている。「エシカル」という



言葉があり、環境にいいものを選択することを「エシカルエコノミー」と言ったりしている。環境にやさしいということに敏感な企業がたくさんあり、そこをアピールしていくのも一つの方法。

## 5. コンセプトの事例を紹介

- ・千葉県柏市、柏の葉⇒「まちの健康研究所」歯科を核とした健康づくりの総合施設が高齢者の施設として機能
- ・徳島県神山町 ⇒ 「ITとアートの集落」サテライトオフィス
- ・北九州市城野 ⇒ 「シェアするまち:BON JONO」居場所や活動をシェアする、まち育てをシェアする

## 6. 今後に向けて

アーバン・カタリスト(都市触媒)を語るうえで、地域にある背景や課題、都市・環境である現状に対して、どういうコンセプトを触媒として挿入し、理想像(目標)に近づけ目標達成していくか。やはり大切なのは「どんなコンセプトを持ったどんな触媒を入れていくか」という事が最も大事なポイントになる。

これからの福津市のまちづくりにとても参考になる新しい視点、発想であると考えられる。福津市の中でアーバン・カタリストの発想を市全体として考えていく上で、各地域に落とししていく場合、「大切にすべきものは何か」まちづくりとしての位置づけなのか。住民における活動なのか。かなりの難題だがやりようによっては「何か面白い目玉になる場所になるにでは」と、しっかり考えて見極めていくことが大事である。

調査項目(4)児童生徒数の増減に対する今後の学校の在り方について

テーマ:教育委員会制度について

説明者:福岡県教育庁教育総務部総務企画課

開催日:令和3年10月29日(金)

開催場所:福岡県議会棟第2議会議室

調査結果

### 1. 教育委員会制度の概要

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開している。

教育委員会制度の意義は、主に3つある。

①政治的中立性の確保である。個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要である。そのため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。

②継続性・安定性の確保である。教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要である。

③地域住民の意向の反映である。教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

また、教育委員会制度の特性は主に3つある。

①首長からの独立性である。行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保している。

②合議制がある。多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

③住民による意思決定(レイマンコントロール)である。住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現できる。

続いて、教育委員会制度の仕組みを説明する。教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置している。首長から独立した行政委員会として位置付けられている。

制度に位置付けられた教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する。月 1～2 回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催している。

そして、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。任期は、教育長は 3 年、教育委員は 4 年で、再任することも可能である。

## 2. 教育委員会の事務

教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理する。

具体的には、学校教育の振興、学校の設置管理、教職員の人事及び研修、児童・生徒の就学及び学校の組織編制、校舎等の施設・設備の整備、教科書その他の教材の取り扱いに関する事務の処理がある。

また、生涯学習・社会教育の分野においては、その振興、生涯学習・社会教育事業の実施、公民館・図書館・博物館等の設置管理、社会教育関係団体等に対する指導・助言・援助がある。

文化・芸術、スポーツの事務として、芸術文化の振興、文化財の保護、文化財の保存・活用、文化施設の設置運営、文化事業の実施、スポーツの振興、指導者の育成・確保、体育館・陸上競技場等スポーツ施設の設置運営、スポーツ事業の実施、スポーツ情報の提供などがある。

## 3. 教育委員会と教育長

教育委員会と教育長に関する法律は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第11～14条などに該当する。

教育委員は、首長が議会の同意を得て任命(非常勤)する。会議で審議・議決、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者である。また、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものが条件である。

教育長は、首長が議会の同意を得て任命(常勤)する。当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものが条件である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者となる。

平成27年4月 地教行法改正施行によって、新教育長の設置、総合教育会議の設置など変更された。これは、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためである。

## 4. 教育委員会と地方公共団体の長の職務権限(地教行法 第21～23条)

教育委員会の権限は以下の通りである。「学校その他の教育機関」関係として、設置・管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事・研修、組織編制・教育課程・学習指導・生徒指導・職業指導、教科書・教材、校舎・施設・教具その他の設備の整備・環境衛生、給食、職員・児童生徒の保健・安全・福利厚生、児童生徒の就学・入学・転学及び退学がある。また、青少年

教育・女性教育・社会教育、スポーツ・文化財・ユネスコ活動・教育関係法人、調査統計・広報・教育行政相談なども権限にあたる。

首長の権限は、大学・幼保連携型認定こども園、私立学校、教育財産の取得・処分、教育委員会の所掌に係る契約の締結、教育委員会の所掌に係る予算の執行がある。

職務権限の特例として、地方公共団体は条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

具体的には、スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)、文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)、文化財の保護に関することがあげられる。

教育委員会が有しない権限(地方自治法 第180条の6)は、予算を調製し、及びこれを執行すること、議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出することである。

## 5. 国(文部科学大臣)・教育委員会相互間の関係

地方自治法(第245条の4第1項)にて、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

地教行法では、地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。また、文部科学大臣は、都道府県委員会对し、第1項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。

## 6. 今後に向けて

本市においては、過大規模校に関わる課題は目下の最優先課題である。市長部局と教育委員会は、新設校計画を含む、教育環境の改善と学習の機会の確保を行うための早期の協議、課題解決に向けた改善策を決定し、実行することが大切である。その際、お互いの権限をきちんと把握し、逸脱せずに対話と適切な過程を持って、進めていくことが必要である。

教育に関わる課題は、いじめや不登校など年々複雑化・多様化している。問題が生じた際、教育委員会での迅速な共有、課題解決に向けて、教育委員会をはじめ現場と連携していくことが必要である。それと同時に、教育機関で連携し、福津市に必要な教育のあり方・制度を協議し、体現していくことが課題の解決の一助にもつながる。

最後に、新設校の話をはじめ福津の教育を今後も発展していくためには、国や県との共有・連携は、今後、益々大切となる。市長部局と教育委員会は積極的にお互いの役割の中で、国や県との協力を図り、相談をはじめ補助金や助成金などの確保をしていくことが重要である。福津市が現在、抱える教育の課題、これからの社会に必要な子ども達の教育に必要な環境や機会の確保に向けて未来を見据えた迅速かつ効果的な政策が必要である。

## 調査項目(3)財政の健全化と財源の確保について

テ ー マ:目的税、法定外税の実態について

説 明 者:福岡県総務部税務課、福岡県企画・地域振興部市町村支援課

開 催 日:令和3年10月29日(金)

開催場所:福岡県議会棟第2議会議室

## 調査結果

目的税とは、特定の経費に充てる目的をもって課される租税。目的税は特定財源であるが、普通税でも特定財源であることがある。特別会計にて処理されることも多い。目的税の一つに都市計画税がある。この税金は市が都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断に委ねられる。税率は100分の0.3を超えることができない。福岡県内で導入している市は11市であった。近郊の宗像市は税率0.2%で令和2年度の調定額は497,208千円であった。

次に法定外税とは、地方団体は地方税法に定める(法定税)以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。法定外税には、その税収を一般財源に充てる法定外普通税と、用途が決まっている法定外目的税に分かれており、いずれも都道府県も市区町村も設けることができる税である。

平成12年地方分権一括法の改正により、法定外普通税の許可制が協議制に改まるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

法定外普通税には、太宰府市が「歴史と文化の環境税」として、有料駐車場利用者に対して50円～500円の徴収をおこなっているものや、熱海市の別荘所有者に対して別荘の延べ床面積1㎡当たり年650円の普通徴収としておこなっている。

法定外目的税には、北九州市が「環境未来税」として最終処分場で埋立て処分される産業廃棄物の重量に対して1トン当たり1,000円の申告納付で令和元年度7億8千300万円の徴収をあげているものや、福岡市が始めた「宿泊税」や、すでに県民税として徴収されている「森林環境税」があり、荒廃森林の整備防災などにもあてられている。

これら法定外税を導入する場合は、納税者に対して負担が著しく過重とならないこと。地方自治体間で物の流通に重大な障害を与えない事。国の経済施策に照らして適当ではないもの等の同意要件が必要となる。

## &lt;最新導入事例:広島県廿日市市「宮島訪問税」&gt;

廿日市市は人口114,906人(うち宮島地域1,674人)、宮島への来島者数、年間約465万人、宮島への通勤者・通学者数(通勤者1,410人・通学者41人)。税目は法定外普通税とし

て船舶で宮島町へ訪問者に対して、区域内に訪問する回数を課税するもので、一人当たり1回100円。1年分を納付の場合は一人一年毎に500円。収入見込み額は初年度約2億円、平年度3億円。非課税者は未就学児、学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事・活動等に参加している者と引率者等。また療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳を交付されている者。課税を行う期間は条例施行後5年を目途に見直し規定を設けている。令和3年3月15日に廿日市市議会で条例案を可決。3月18日に総務大臣協議、7月21日総務大臣の同意を得て、令和5年度中に条例施行予定となっている。

総務省の同意にあたって、①地方税法(法定外普通税の減免規定)への違法性はないか、②公平性の観点から外部からの来訪者に限って課税することが適当か、③「島外からの来訪者に負担を求める」仕組みについての以上3点が論点となったが、結果は、来訪者に対し課税する制度設計となっていることや税額が100円と少額であることなどから、「宮島訪問税」は、地方税法が規定している課税権の適切な配分との関係で、不適當というものには当たらないとの判断から総務省の同意を得て、「法定外税」が認められ、財源確保が進められている。

今後に向けて

法定外の税および目的税の意義および課税状況を確認した。他市は市の発展のために市民の同意を得て財源を税に求めている。市が行う税負担は市民の直接的な利益と公平性を担保する必要性あることを学んだ。